

制度改正新旧対象表

- 1 指定企業者の要件緩和
- 2 複数の企業が共同で事業所を整備・操業する場合の要件緩和及び助成

改正案	現 行
<p>【指定企業者要件】</p> <p>※投下固定資産額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 固定資産課税台帳に登録された価格</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>土地賃借に係る賃借料5年分相当額</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(重点誘致業種に限る。)</u></p> <p>※<u>複数の企業が共同で事業所を新設等する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>それぞれの企業の投下固定資産額、常用従業員を合算することができる。(重点誘致業種に限る。)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>常用従業員数に係る要件については、操業する事業所に配置される常用従業員数で指定要件を判断する。</u></p>	<p>【指定企業者要件】</p> <p>※投下固定資産額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 固定資産課税台帳に登録された価格</p>

- 3 事業継続対策助成制度の新設

改正案	現 行
<p>【事業継続対策助成金】</p> <p>(1) 概要</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>津波災害時等でも事業が継続できるような設備投資及び備蓄品購入等に要した費用を助成する。</u></p> <p>(2) 助成対象事業者</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>石巻市企業立地等促進条例の指定企業者</u></p> <p>(3) 助成対象地域</p> <p style="padding-left: 2em;">① <u>二線堤の海側</u></p> <p style="padding-left: 2em;">② <u>半島沿岸部の低平地（災害危険区域内）</u></p> <p>(4) 助成率、上限額</p> <p style="padding-left: 2em;">助成率 <u>助成対象経費の50%</u></p> <p style="padding-left: 2em;">上限額 <u>1,500万円</u></p>	

4 上水道料金助成金

改正案			現行		
(1) 対象エリア、助成率			(1) 対象エリア、助成率		
区域	業種	対象区分	区域	業種	対象区分
市内全域	②戦略分野業種	新設 (50%)	市内全域	②戦略分野業種	新設 (50%)
	②重点誘致業種	新設 (50%)			
	その他	対象外		その他	対象外
工業専用地域	②戦略分野業種	新設 (50%)	工業専用地域	②戦略分野業種	新設 (50%)
二線堤海側の産業用地	②重点誘致業種	新設・増設・移設 (50%)			
低平地 (災害危険区域) 仙台塩釜港石巻港区	①その他	新設・増設・移設 (30%)		①その他	新設・増設・移設 (30%)
石巻トゥモロービジネスタウン	②戦略分野業種	新設 (50%)	石巻トゥモロービジネスタウン	②戦略分野業種	新設 (50%)
	②重点誘致業種	新設・増設・移設 (50%)			
	①その他	新設・増設・移設 (30%)		その他	対象外
(2) 限度額			(2) 限度額		
① 助成率30% (限度額500万円)			① 助成率30% (限度額500万円)		
② 助成率50% (限度額1,000万円)			② 助成率50% (限度額500万円)		

※戦略分野業種：地域未来促進法に基づき宮城県が策定し、国の同意を得た基本計画に記載されている分野の業種

5 環境対策設備助成金

改正案	現行
(1) 対象経費 太陽光発電等の新エネルギー設備、公害防止及びそれに附属する設備並びに空気調和設備の設置に要する経費	(1) 対象経費 太陽光発電等の新エネルギー設備、公害防止及びそれに附属する設備並びに空気調和設備の設置に要する経費
(2) 助成率 環境対策設備事業費総額の <u>50%</u>	(2) 助成率 環境対策設備事業費総額の <u>100%</u>
(3) 限度額 限度額 <u>1,500万円</u>	(3) 限度額 限度額 <u>3,000万円</u>

6 指定企業者対象業種

下線：追加業種

改正案			現 行		
大分類	中分類	小分類、細分類	大分類	中分類	小分類、細分類
A 農業・林業	01 農業	・耕種農業（施設園芸及び植物工場に限る）	A 農業・林業	01 農業	・耕種農業（植物工場に限る）
E 製造業			E 製造業		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	・電気業（バイオマス発電所に限る。）	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	・電気業（バイオマス発電所に限る。）
	35 熱供給業	・熱供給業（排熱を利用した熱電併給システムに限る）		35 熱供給業	・熱供給業（排熱を利用した熱電併給システムに限る）
G 情報通信業	37 通信業	・（データセンターに限る）	G 情報通信業	37 通信業	・（データセンターに限る）
	39 情報サービス業			39 情報サービス業	
H 運輸、郵便業	44 道路貨物運送業		H 運輸、郵便業	44 道路貨物運送業	
	47 倉庫業			47 倉庫業	
	48 運輸に付帯するサービス業				
I 卸売業、小売業（卸売業に限る）					
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	・自然科学研究所	L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	・自然科学研究所
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	・旅館、ホテル	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	・旅館、ホテル
N 生活関連サービス業	80 娯楽業	・遊園地（テーマパークを除く）、 ・ <u>テーマパーク</u>	N 生活関連サービス業	80 娯楽業	・遊園地（テーマパークを除く）

○教育、学習 支援業	82 その他の 教育、学習 支援業	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館、美術館 ・動物園、植物園、水族館 	○教育、学習 支援業	82 その他の 教育、学習 支援業	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館、美術館 ・動物園、植物園、水族館
R サービス業 (他に分類されないもの)	89 自動車整備業		R サービス業 (他に分類されないもの)	89 自動車整備業	
	90 機械等修理業（別掲を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・機械修理業（電気機械器具を除く） 		90 機械等修理業（別掲を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・機械修理業（電気機械器具を除く）
		<ul style="list-style-type: none"> ・電気機械器具修理業 			<ul style="list-style-type: none"> ・電気機械器具修理業
92 その他の事業サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター業 	92 その他の事業サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター業 		